

## 機能訓練加算について

### ◆個別機能訓練（Ⅰ）

機能訓練指導員を常勤配置し、利用者とかかわる時間をより多く確保し、訓練への取り組みも主体的選択により意欲を増進させつつ、機能訓練の効果も増大させるという考え方です。

### ◆個別機能訓練（Ⅱ）

機能訓練指導員を非常勤として配置し、個別機能訓練（Ⅰ）では目が行き届きにくい、対応しきれない訓練内容もしくは、より個別的直接的でない効果が望めない訓練内容などの生活動作訓練（実践プログラム）を提供した場合に加算算定するという考え方です。

### ◆加算算定をする場合の機能訓練指導員の配置

#### 〈個別機能訓練（Ⅰ）の算定〉

- 算定要件は、常勤専従で、提供時間に配置が必要です。理学療法士等が欠勤や提供時間にかかるような遅刻、早退をした場合は算定できません。
- 非常勤配置の理学療法士等が配置されていても、常勤配置でないので算定はできません。

例 1：理学療法士等（常勤専従）が欠勤の日 → 算定不可

例 2：理学療法士等（常勤専従）が午前のみ出社、午後休みの日 → 算定不可

例 3：理学療法士等（常勤専従）が遅刻して出社した日 → 算定不可

例 4：（理学療法士等（常勤専従）、理学療法士等（非常勤専従）の計 2 名を配置し、理学療法士等（常勤専従）が遅刻して出社。理学療法士等（非常勤専従）は通常勤務できた日 → 算定不可

	例1	例2				例3. 4	例1
曜日	月	火	水	木	金	土	日
理学療法士等（常勤専従）	休み	午後休	出勤	出勤	出勤	遅刻	休み
理学療法士等（非常勤専従）				出勤		出勤	
算定の可否	×	×	○	○	○	×	×

例 5：理学療法士等を常勤専従の看護職員で算定し、その者が欠勤の日 → 算定不可

	例5						例5
曜日	月	火	水	木	金	土	日
理学療法士等（常勤専従）	休み	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休み
算定の可否	×	○	○	○	○	○	×

個別機能訓練（Ⅰ）の配置は常勤専従規程とありますので、仮に看護師を理学療法士等として算定した場合は、個別機能訓練（Ⅰ）のみの取り扱いとなります。看護職員としての役割は、事業所では担うことができません。

つまり、事業所で個別機能訓練（Ⅰ）を常勤専従看護師で算定し、さらに看護業務等を行う場合は、看護師をもう1人配置する必要があります。

### 〈個別機能訓練（Ⅱ）の算定〉

例6：理学療法士等（常勤専従）が欠勤の日 → **算定不可**

	例6						例6
曜日	月	火	水	木	金	土	日
理学療法士等（常勤専従）	休み	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休み
算定の可否	×	○	○	○	○	○	×

例7：理学療法士等（非常勤専従）が欠勤の日 → **算定不可**

例8：理学療法士等（非常勤専従）が遅刻や早退の日 → **算定可能**

\* 個別機能訓練（Ⅱ）を看護職員で取得している場合も同様の扱いになります

	例7	例8			例8		例7
曜日	月	火	水	木	金	土	日
理学療法士等（非常勤専従）	休み	遅刻	出勤	出勤	早退	出勤	休み
算定の可否	×	○	○	○	○	○	×

例9：全営業日に複数の機能訓練指導員が毎日配置されている日 → **算定可能**

曜日	月	火	水	木	金	土	日
理学療法士等（非常勤専従）	出勤	休み	出勤	休み	出勤	休み	休み
理学療法士等（非常勤専従）	休み	出勤	休み	出勤	休み	出勤	休み
算定の可否	○	○	○	○	○	○	×

〈個別機能訓練（Ⅰ）と（Ⅱ）の両方を算定〉

個別機能訓練（Ⅰ）と（Ⅱ）の両方を算定可能にするには、加算ごとに理学療法士等を配置しておく必要があります。

●理学療法士等（常勤専従）、理学療法士等（非常勤専従）の計2名配置の例

例10：理学療法士等（常勤専従）のみ出社した日 → 個別機能訓練（Ⅰ）のみ算定可能

例11：理学療法士等（常勤専従）が遅刻して出社。理学療法士等（非常勤専従）は通常勤務できた日  
→ 個別機能訓練（Ⅱ）のみ算定可能

例12：理学療法士等（常勤専従）が欠勤。理学療法士等（非常勤専従）のみ通常勤務した日  
→ 個別機能訓練（Ⅱ）のみ算定可能

例13：理学療法士等（常勤専従）、理学療法士等（非常勤専従）の2人が通常勤務できた日  
→ 個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）共に算定可能

例14：理学療法士等（常勤専従）、理学療法士等（非常勤専従）が欠勤した日 → （Ⅰ）（Ⅱ）共に算定不可

	例10	例11		例12		例13	例14
曜日	月	火	水	木	金	土	日
理学療法士等（常勤専従）	出勤	遅刻	出勤	休み	出勤	出勤	休み
理学療法士等（非常勤専従）		出勤		出勤		出勤	
算定の可否	○ ×	× ○	○ ×	× ○	○ ×	○ ○	× ×

個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）の算定要件は次の通りです。

- ・ 資格要件
- ・ 配置基準を満たすこと
- ・ 計画書作成
- ・ 実施記録
- ・ モニタリング

これらすべてを満たすことができなければ加算算定はできません。